

「衛生推進者」養成講習のご案内

— 10人から49人の事業場には選任義務がありません —

一般社団法人 新宿労働基準協会（東京労働局登録 第6号）

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場のうち、非工業的業種（裏面）にあつては「衛生推進者」を選任しなければならないと定めています。

法定の養成講習を受講した「衛生推進者」を選任していただくため、当協会では、東京労働局の登録講習機関として「衛生推進者養成講習」を下記により実施いたします。

1 講習日時・会場



講習会名	日時	会場
第1回 衛生推進者養成講習	2025年7月2日（水） 9:35～16:10	BIZ新宿 研修室A 新宿区西新宿6-8-2

2 受講料

協会員 7,700円（税込・テキストは無料） 会員外 8,800円（税込・テキスト代込）

3 受講申込

下欄の申込書に記入の上、協会事務局へFAXしてください。

 [WEB申込はこちらをクリックしてください](#) 

4 申込及び振込期日・定員

2025年度 第1回：6月25日（水） 定員：60名

5 受講料の振込先

銀行名 三菱UFJ銀行 大久保支店 口座名義 （社）新宿労働基準協会
口座番号 普通預金 3991676

※振込人名の前に、講習会の月日をご記入下さい（例 702 〇〇カイシャ）

6 その他

(1) 申込み後の取消しは、各開催日の1週間前までをお願いします。それ以降の取消しには応じかねますので予めご了承ください。

(2) 講習会の当日は、本人確認書類（運転免許証等）とともに、裏面の受講票を受付に提示してください。

(3) 受付時間は、9:00～9:30です。講習の時間は9:35～16:10です。

(4) 講習終了後に「修了証」を交付します。遅刻・早退した場合には修了証を交付できませんので、ご了承ください。

(5) お問い合わせ先 03-3366-4737

（一社）新宿労働基準協会 新宿区西新宿7-5-20 新宿旭ビルA館205号

7 安全衛生推進者・衛生推進者の区分

区 分	業 種
安全衛生推進者 (10人以上50人未満)	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
衛生推進者 (10人以上50人未満)	上記以外の業種（卸売・小売業、金融業、教育・研究業、保健衛生・社会福祉業、飲食業、ビルメン・警備業、企業本社等）

申込受付欄	受付日		受講番号	
-------	-----	--	------	--

衛生推進者養成講習 受講申込書 兼 受講票

(当日は、本人確認書類とともに、受付にご提示ください)

2025年度 第1回 (7月2日 9:35~16:10)
(受付9:00~9:30)

事業場名	<input type="checkbox"/> 協会員・ <input type="checkbox"/> 会員外 (いずれかに✓)		Tel	
			Fax	
所在地	〒		担当名	
			Email	
フリガナ 1 受講者氏名		生年 月日	西暦	年 月 日
フリガナ 2 受講者氏名		生年 月日	西暦	年 月 日
フリガナ 3 受講者氏名		生年 月日	西暦	年 月 日
フリガナ 4 受講者氏名		生年 月日	西暦	年 月 日

提出先 (一社) 新宿労働基準協会 FAX 03-3366-8865

📄 WEB申込はこちらをクリックしてください 🖱️

※本件個人情報は、本講習会のみを使用いたします。
発熱等の症状がある場合は、受講をご遠慮ください。

会場案内図

BIZ新宿
3階研修室A
新宿区西新宿6-8-2

